

# 第1章 総論

## 第1節 計画の概要

### 1 計画の位置付け

#### (1) 根拠

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）第89条・児童福祉法第33条の22

#### (2) 目的

市町村が策定する障害福祉計画及び障害児福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障がい者及び障がい児の福祉サービスの提供体制の確保等の円滑な実施に関する計画を定めるものです。

### 2 計画の期間

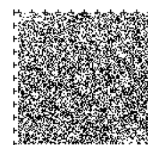
この計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

施策	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8
障害者基本法に基づく障がい者基本計画	新福岡県障害者福祉長期計画 (H16年度～H26年度)						福岡県障害者長期計画 (H27年度～R2年度)				福岡県障がい者長期計画 (R3年度～R8年度)							
障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等の計画	福岡県障害者福祉計画		福岡県障害者福祉計画(第2期)				福岡県障害者福祉計画(第3期)		福岡県障がい者福祉計画(第4期)		福岡県障がい者福祉計画(第5期)		福岡県障がい者福祉計画(第6期)					
児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の計画										福岡県障がい児福祉計画(第1期)		福岡県障がい児福祉計画(第2期)		福岡県障がい児福祉計画(第3期)				

### 3 計画の対象者

○ 障害者総合支援法第4条第1項に規定される次の「障がい者」（以下「障がいのある人」といいます。）

- ・ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者
- ・ 知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち18歳以上である者
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障がい者を含み、知的障害者福



祉法にいう知的障がい者を除きます。)のうち18歳以上である者

(「器質性精神障がい」として高次脳機能障がいも対象となっています。)

- ・ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの

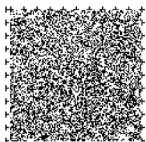
(障害者総合支援法の対象となる疾病(難病等)については、181ページの資料「障害者総合支援法の対象疾病一覧」を参照してください。)

- 児童福祉法第4条第2項に規定される次の「障がい児」(以下「障がいのある児童」といいます。)

- ・ 身体に障がいのある児童
- ・ 知的障がいのある児童
- ・ 精神に障がいのある児童(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障がい児を含む。)
- ・ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童

#### 4 計画の基本的な考え方

- ・ この計画は、共生社会を実現するため、障がいのある人及び障がいのある児童(以下「障がいのある人等」といいます。)の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とします。
- ・ 障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業(以下「障がい福祉サービス等」といいます。)並びに障がい児通所支援、障がい児入所支援及び障がい児相談支援(以下「障がい児通所支援等」といいます。)の提供体制の確保に当たっては、次に掲げる点に配慮して、目標等を設定し、計画的な整備を行います。



(1) 障がい福祉サービスの提供体制の確保

① 県内で必要とされる訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援をいいます。以下同じです。）の充実を図り、県内どこでも必要な訪問系サービスを受けられる体制の整備を進めます。

② 障がいのある人等で希望する人への日中活動系サービスの保障

障がいのある人等で希望する人に日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいいます。以下同じです。）を受けられる体制の整備を進めます。

③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

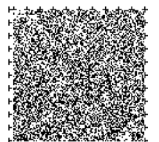
また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを受けられる体制の整備を進めることによって、障がいのある人等の地域における生活の維持及び継続が図られるようにします。

さらに、地域生活支援の機能をさらに強化するため、市町村に対し地域生活支援拠点等の整備を働きかけるとともに、コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築する等により、その機能の充実が図れるよう支援します。

④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業、就労継続支援事業及び就労定着支援事業の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

⑤ 強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人及び難病患者に対する支援体制の充実



強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人及び難病患者に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、支援ニーズの把握に努めるとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備に努めます。

## ⑥ 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者及びその家族に対する支援を行います。

## (2) 相談支援の提供体制の確保

### ① 相談支援体制の充実・強化

障がいのある人等、とりわけ、重度の障がいのある人等が地域において自立した生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

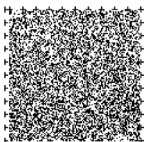
また、障がいのある人等からの相談に応じる体制の整備に加え、相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、特定相談支援事業所の充実のため、必要な施策を確保していかなければなりません。

これらの取組を効果的に進めるため、市町村における基幹相談支援センターの設置の促進及び機能の充実・強化に向けた広域的な支援に取り組みます。

### ② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

地域住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指します。

障がい者支援施設等、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所又は精神科病院に入院している障がいのある人等の数等を勘案した上で、計画的に地域



移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。

地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がいのある人等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図っていきます。

### ③ 発達障がいのある人等に対する支援

#### I 相談支援体制等の充実

福岡、北九州、筑豊、筑後の県内4地域にそれぞれ設置している発達障がい者支援センターを各地域における支援の拠点とし、発達障がいのある人及び発達障がいのある児童の支援の充実を図るとともに、発達障がい者地域支援マネージャーを活用した関係機関の連携強化を図ります。

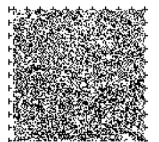
#### II 家族等への支援体制の確保

発達障がいのある人等の早期発見・早期支援には、発達障がいのある人等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の実施者を地域で計画的に養成し、発達障がいのある人等及びその家族等に対する支援体制を構築します。

### ④ 協議会の活性化

障がいのある人等への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障がいのある人等及びその家族、障がいのある人等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会においては、個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえた地域の支援体制の整備を図る等取組の活性化に努めます。

地域における発達障がいのある人及び発達障がいのある児童の課題への対応等に関して、発達障がい者支援地域協議会（発達障害者支援法第19条の2に規定する発達障害者支援地域協議会をいいます。）の設置・活用を進めます。



### (3) 障がい児支援の提供体制の確保

#### ① 地域支援体制の構築

障がい児通所支援等における障がいのある児童及びその家族に対する支援について、障がいのある児童の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制を整備します。

児童発達支援センターを地域の障がいのある児童の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、障がい児通所支援を実施する事業所と連携し、障がい児通所支援の体制整備に努めます。

また、障がい児入所施設についても同様に、専門的機能の強化を図った上で、地域において、虐待を受けた障がいのある児童等への対応を含め、様々なニーズに対応する機関としての役割を担う必要があります。特に、短期入所や親子入所等の実施体制の整備に努めます。

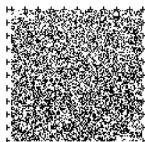
さらに、入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、支援に携わる市町村、児童相談所、障がい児入所施設、相談支援事業所等の関係機関と連携し、移行調整のための協議の場を設けて移行調整を進めます。

#### ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がい児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

また、障がいのある児童の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、障がい児支援担当部局、子育て支援担当部局、保健医療担当部局の連携体制を確保します。

さらに、障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、障がい児支援担当部局に



においては、教育委員会等との連携体制を確保します。

難聴児の支援に当たっても、保育、保健医療、教育等の関係機関との連携は極めて重要であり、特別支援学校（聴覚障がい）や当事者団体等と協働した難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置等を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ります。

### ③ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

児童発達支援センターは、地域におけるインクルージョン推進の中核機関として、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等に対し、障がいのある児童及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行う機能が求められています。

障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、児童発達支援センターをはじめとする障がい児通所支援事業所が、保育所等訪問支援等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築します。

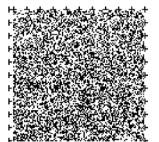
### ④ 特別な支援が必要な障がいのある児童に対する支援体制の整備

#### I 重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実

重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、障がい児支援等の充実を図ります。

福岡県医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケア児等に対する総合的な支援体制を構築するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、情報の提供、助言、その他の支援を行うほか、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修等の業務や連絡調整を行います。



## II 強度行動障がいや高次脳機能障がいのある児童に対する支援体制の充実

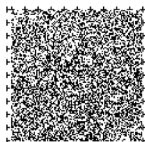
強度行動障がいや高次脳機能障がいのある児童に対して、障がい児通所支援等において適切な支援ができるよう、地域における支援ニーズの把握に努めるとともに、課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等に努め、地域の関係機関と連携しながら支援体制の整備を図ります。

## III 虐待を受けた障がいのある児童等に対する支援体制の整備

虐待を受けた障がいのある児童等に対しては、障がい児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障がいのある児童の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。

### ⑤ 障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がいのある児童本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。このため、障がいのある人に対する相談支援と同様に、障がい児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。なお、児童発達支援センターには、気付きの段階を含めた地域の多様な障がいのある児童及び家族に対し、発達支援に関する入り口としての相談機能を果たすことが求められていることから、その役割を踏まえた相談支援の提供体制の構築が図れるよう支援します。



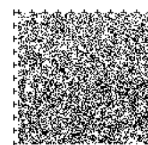


## 5 障がい保健福祉圏域

圏域名	市町村数	人口（人） R5.3.31 現在	市町村
福岡・糸島	2市	1,685,456 (103,158)	福岡市、糸島市
粕屋	1市7町	294,449	古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町
宗像	2市	165,330	宗像市、福津市
筑紫	5市	442,404	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市
甘木・朝倉	1市1町1村	82,862	朝倉市、筑前町、東峰村
久留米	4市2町	451,019	久留米市、小郡市、大川市、うきは市、大刀洗町、大木町
八女・筑後	2市1町	129,230	八女市、筑後市、広川町
有明	3市	205,633	大牟田市、柳川市、みやま市
飯塚	2市1町	173,422	飯塚市、嘉麻市、桂川町
直方・鞍手	2市2町	104,208	直方市、宮若市、小竹町、鞍手町
田川	1市6町1村	118,054	田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、福智町、赤村
北九州	2市4町	1,054,928 (130,980)	北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町
京築	2市5町	183,391	行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

※ 人口資料：住民基本台帳の数値

※ ( ) 数は、政令市を除いた内数



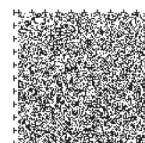


## 6 区域の設定

計画において、指定障がい福祉サービス（障害者総合支援法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスをいいます。以下同じです。）、指定地域相談支援（障害者総合支援法第 51 条の 14 第 1 項に規定する指定地域相談支援をいいます。以下同じです。）及び指定計画相談支援（障害者総合支援法第 51 条の 17 第 2 項に規定する指定計画相談支援をいいます。以下同じです。）の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域（障害者総合支援法第 89 条第 2 項第 2 号に規定する都道府県が定める区域をいいます。以下同じです。）は、次のとおりとします。

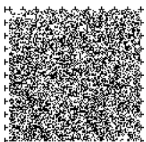
- 地域での生活を支える訪問系サービス・相談支援・短期入所や地域での居住の場であるグループホームについては、最も身近なサービスであることから、市町村を区域とします。
- 日中活動系サービス（短期入所を除きます）については、それぞれの地域生活の活動範囲によって、近隣の市町村からの通所による利用もあることから、障がい保健福祉圏域を区域とします。
- 施設入所支援については、県内各地の利用者を受け入れることなどから、広域な範囲でサービス提供体制を整備していく必要があり、県全体を区域とします。

障がい福祉サービス等	区 域	区域数
訪問系サービス 短期入所 自立生活援助 共同生活援助（グループホーム） 相談支援	市町村	60
日中活動系サービス（短期入所除く）	障がい保健福祉圏域	13
施設入所支援	県全体	1



また、障がい児通所支援については、身近な地域で支援をうけることができるよう、市町村を単位としてサービスの必要見込量を定めます。

障がい児入所支援については、県内各地の利用者を受け入れることなどから、広域な範囲でサービス提供体制を整備していく必要があり、県全体を単位としてサービスの必要見込量を定めます。



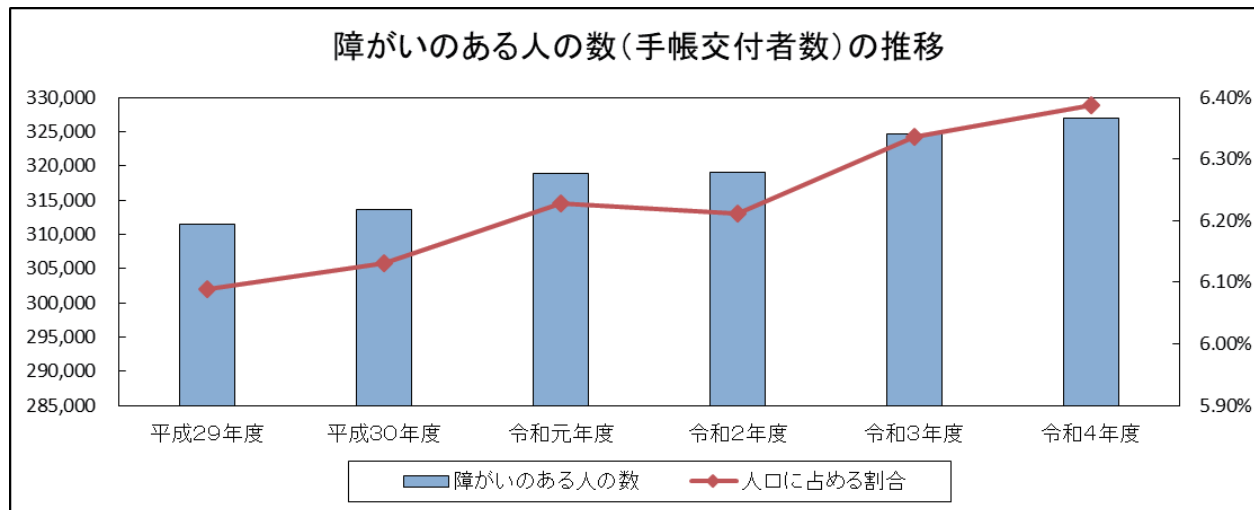
## 第2節 障がいのある人の状況

### 1 障がいのある人の数の推移

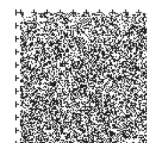
本県の令和5年3月末における身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人（手帳交付者数）は326,922人となっています。これを平成29年度の311,538人と比較すると、4.9%増加しています。障がい種別に見ると、身体障がいが全体の62.6%を占め、知的障がい17.4%、精神障がい20.0%となっています。

障がいのある人の数	年度末現在（単位：人）			
	身体	知的	精神	合計
令和4年度	204,665	56,852	65,405	326,922
（構成比）	62.6%	17.4%	20.0%	100.0%
福岡県（政令市除く）	107,959	30,769	29,181	167,909
北九州市	44,955	12,043	11,671	68,669
福岡市	51,751	14,040	24,553	90,344
平成29年度	220,442	48,200	42,896	311,538
（構成比）	70.8%	15.5%	13.8%	100.0%
福岡県（政令市除く）	118,631	25,876	19,658	164,165
北九州市	49,983	10,756	8,652	69,391
福岡市	51,828	11,568	14,586	77,982
増加率	▲7.2%	18.0%	52.5%	4.9%

※「身体」は身体障害者手帳交付者数を、「知的」は療育手帳交付者数を、「精神」は精神障害者保健福祉手帳交付者数を意味します。



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障がいのある人の数	311,538	313,666	318,875	318,983	324,662	326,922
対前年度伸び率	1.61%	0.68%	1.66%	0.03%	1.78%	0.70%
人口	5,117,115	5,116,736	5,119,458	5,135,214	5,123,371	5,117,967
人口に占める割合	6.09%	6.13%	6.23%	6.21%	6.34%	6.39%

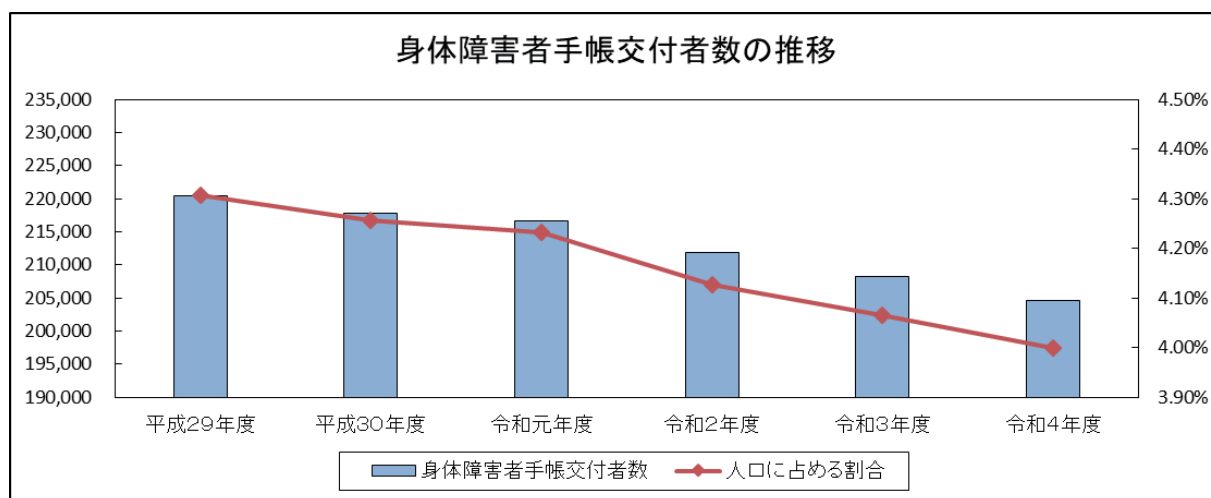


## 2 身体障がいのある人の状況

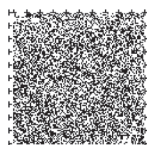
本県の令和5年3月末における身体障害者手帳交付者数は204,665人となっています。これを平成29年度の220,442人と比較すると、7.2%減少しています。

年齢別では、18歳未満は6.0%減少、18歳以上は7.2%減少しています。

身体障害者手帳交付者数	年度末現在 (単位:人)		
	18歳未満	18歳以上	合計
令和4年度	3,636	201,029	204,665
(構成比)	1.8%	98.2%	100.0%
福岡県(政令市除く)	1,841	106,118	107,959
北九州市	700	44,255	44,955
福岡市	1,095	50,656	51,751
平成29年度	3,868	216,574	220,442
(構成比)	1.8%	98.2%	100.0%
福岡県(政令市除く)	1,979	116,652	118,631
北九州市	764	49,219	49,983
福岡市	1,125	50,703	51,828
増加率	▲6.0%	▲7.2%	▲7.2%



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳交付者数	220,442	217,770	216,673	211,947	208,254	204,665
対前年度伸び率	▲1.27%	▲1.21%	▲0.50%	▲2.18%	▲1.74%	▲1.72%
人口	5,117,115	5,116,736	5,119,458	5,135,214	5,123,371	5,117,967
人口に占める割合	4.31%	4.26%	4.23%	4.13%	4.06%	4.00%



障がいの種類別にみると、肢体不自由が 100,308 人と最も多く、以下、内部障がいが 69,040 人、聴覚・平衡障がいが 19,376 人の順となっています。

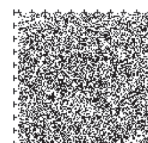
平成 29 年度と比較すると、内部障がいを除き減少しています。

	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体	内部	合計
令和4年度	13,524	19,376	2,417	100,308	69,040	204,665
(構成比)	6.6%	9.5%	1.2%	49.0%	33.7%	100.0%
福岡県(政令市除く)	6,925	10,583	1,268	53,853	35,330	107,959
北九州市	3,118	4,354	570	20,827	16,086	44,955
福岡市	3,481	4,439	579	25,628	17,624	51,751
平成29年度	14,870	19,920	2,527	114,333	68,792	220,442
(構成比)	6.7%	9.0%	1.1%	51.9%	31.2%	100.0%
福岡県(政令市除く)	8,061	11,108	1,322	62,469	35,671	118,631
北九州市	3,340	4,560	630	24,457	16,996	49,983
福岡市	3,469	4,252	575	27,407	16,125	51,828
増加率	▲9.1%	▲2.7%	▲4.4%	▲12.3%	0.4%	▲7.1%

障がいの等級別では、1～2級の重度が 96,899 人、3～4級の中度が 77,691 人、5～6級の軽度が 30,075 人となっています。

これを平成 29 年度と比較すると、重度は 7.3%、中度は 7.7%、軽度は 5.5%減少しています。

	1～2級(重度)	3～4級(中度)	5～6級(軽度)	合計
令和4年度	96,899	77,691	30,075	204,665
(構成比)	47.3%	38.0%	14.7%	100.0%
福岡県(政令市除く)	49,718	41,572	16,669	107,959
北九州市	21,504	17,463	5,988	44,955
福岡市	25,677	18,656	7,418	51,751
平成29年度	104,486	84,127	31,829	220,442
(構成比)	47.4%	38.2%	14.4%	100.0%
福岡県(政令市除く)	54,493	45,941	18,197	118,631
北九州市	24,060	19,494	6,429	49,983
福岡市	25,933	18,692	7,203	51,828
増加率	▲7.3%	▲7.7%	▲5.5%	▲7.2%

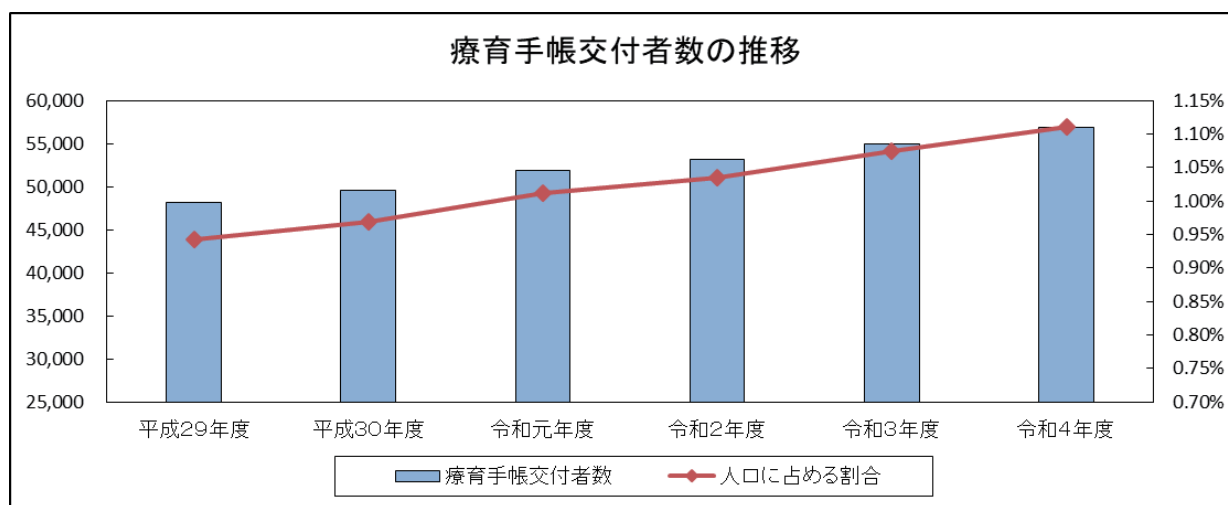


### 3 知的障がいのある人の状況

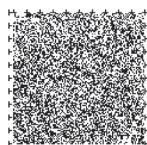
本県の令和5年3月末における療育手帳交付者数は56,852人となっています。これを平成29年度の48,200人と比較すると、18.0%増加しています。

年齢別では、18歳未満は23.3%、18歳以上は16.2%増加しています。

療育手帳交付者数		年度末現在（単位：人）		
		18歳未満	18歳以上	合計
令和4年度		14,439	42,413	56,852
（構成比）		25.4%	74.6%	100.0%
福岡県（政令市除く）		7,611	23,158	30,769
北九州市		2,564	9,479	12,043
福岡市		4,264	9,776	14,040
平成29年度		11,713	36,487	48,200
（構成比）		24.3%	75.7%	100.0%
福岡県（政令市除く）		6,039	19,837	25,876
北九州市		2,325	8,431	10,756
福岡市		3,349	8,219	11,568
増加率		23.3%	16.2%	18.0%



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
療育手帳交付者数	48,200	50,079	51,826	53,129	55,008	56,852
対前年度伸び率	3.59%	3.90%	3.49%	2.51%	3.54%	3.35%
人口	5,117,115	5,116,736	5,119,458	5,135,214	5,123,371	5,117,967
人口に占める割合	0.94%	0.98%	1.01%	1.03%	1.07%	1.11%



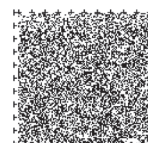


障がいの程度別では、重度が 22,289 人 (39.2%)、中・軽度が 34,563 人 (60.8%) となっています。

これを平成 29 年度と比較すると、重度は 6.9%、中・軽度は 26.4%増加しています。

障がいの程度別療育手帳交付者数	年度末現在 (単位:人)		
	重度	中・軽度	合計
令和4年度	22,289	34,563	56,852
(構成比)	39.2%	60.8%	100.0%
福岡県 (政令市除く)	12,587	18,182	30,769
北九州市	4,306	7,737	12,043
福岡市	5,396	8,644	14,040
平成29年度	20,848	27,352	48,200
(構成比)	43.3%	56.7%	100.0%
福岡県 (政令市除く)	11,796	14,080	25,876
北九州市	4,252	6,504	10,756
福岡市	4,800	6,768	11,568
増加率	6.9%	26.4%	18.0%

※重度は、知能指数が概ね35以下(身体障がい1～3級と重複している場合は50以下)、中・軽度はそれ以外の知的障がいのある人です。



#### 4 精神障がいのある人の状況

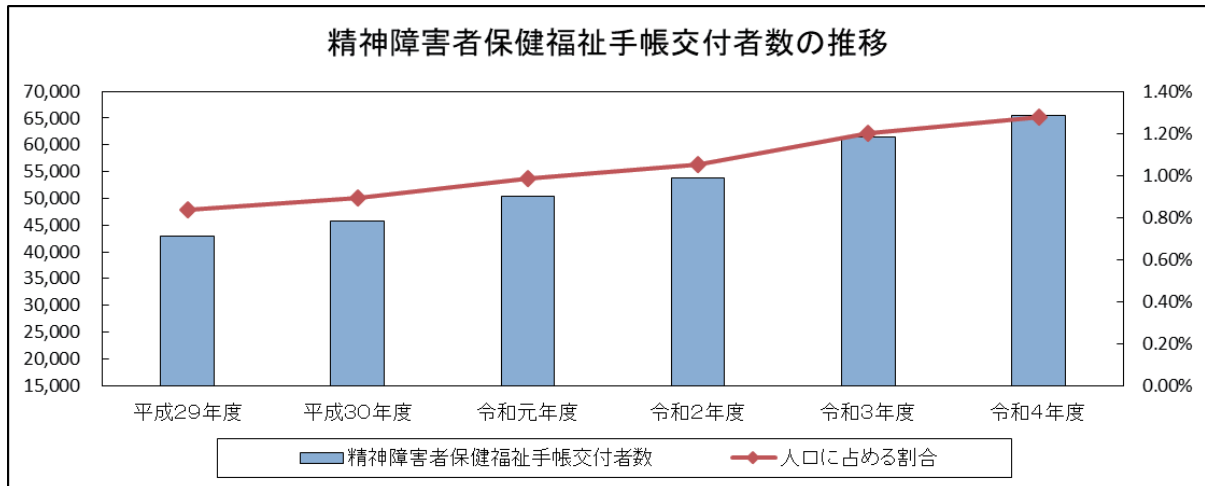
本県の令和5年3月末における精神障害者保健福祉手帳交付者数は65,405人となっています。これを平成29年度の42,896人と比較すると、52.5%と大幅に増加しています。

障がいの等級別では、1級が3,609人、2級が38,058人、3級が23,738人となっています。

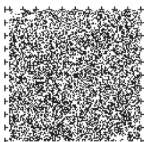
精神障害者保健福祉手帳交付者数

年度末現在（単位：人）

	1級	2級	3級	合計
令和4年度	3,609	38,058	23,738	65,405
（構成比）	5.5%	58.2%	36.3%	100.0%
福岡県（政令市除く）	1,862	17,733	9,586	29,181
北九州市	623	7,447	3,601	11,671
福岡市	1,124	12,878	10,551	24,553
平成29年度	3,156	26,332	13,408	42,896
（構成比）	7.4%	61.4%	31.3%	100.0%
福岡県（政令市除く）	1,628	12,408	5,622	19,658
北九州市	579	5,565	2,508	8,652
福岡市	949	8,359	5,278	14,586
増加率	14.4%	44.5%	77.0%	52.5%



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神障害者保健福祉手帳交付者数	42,896	45,817	50,376	53,907	61,400	65,405
対前年度伸び率	16.61%	6.81%	9.95%	7.01%	13.90%	6.52%
人口	5,117,115	5,116,736	5,119,458	5,135,214	5,123,371	5,117,967
人口に占める割合	0.84%	0.90%	0.98%	1.05%	1.20%	1.28%



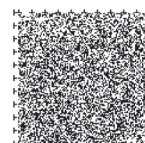
本県の令和4年6月末における精神科病院に入院して治療を受けている人は16,505人となっています。これを平成29年度の18,545人と比較すると11%減少しています。

また、令和5年3月末における自立支援医療（精神通院医療）を受給して通院治療を受けている人は100,076人となっています。これを平成29年度の84,882人と比較すると17.9%増加しています。

精神科病院入院患者数及び自立支援医療(精神通院医療)受給者数 (単位:人)

	精神科病院入院患者数	自立支援医療 (精神通院医療)受給者数
令和4年度	16,505	100,076
福岡県(政令市除く)	9,779	49,354
北九州市	3,418	19,673
福岡市	3,308	31,049
平成29年度	18,545	84,882
福岡県(政令市除く)	18,545	42,262
北九州市	-	16,618
福岡市	-	26,002
増加率	▲11.0%	17.9%

精神科病院入院患者数:6月末現在  
自立支援医療(精神通院医療)受給者数:年度末現在



### 第3節 障がいのある人の雇用、特別支援学校卒業者の進路状況

#### 1 障がいのある人の雇用状況

本県の障がい者雇用の状況は、令和5年6月1日現在、実雇用率は2.38%（前年2.29%）と前年から0.09%上昇しており、法定雇用率を上回っています。

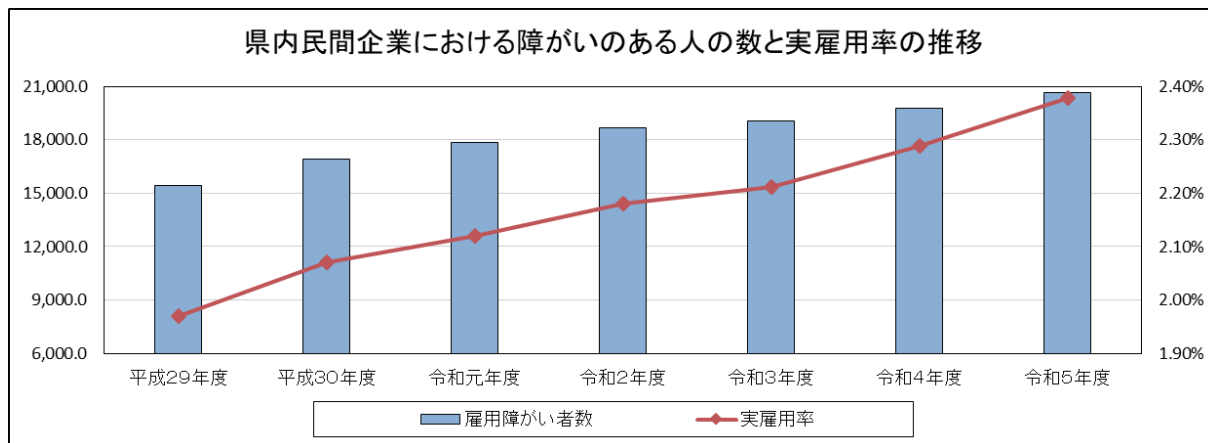
民間企業における法定雇用率は、令和5年度から令和8年度までの間に2.3%から2.7%に段階的に引き上げられるため、引き続き雇用の拡大に向けた一層の取組が必要です。

民間における雇用状況（法定雇用率2.3%） 各年度6月1日現在

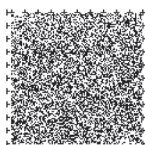
区分	企業数 (社)	常用労働者数 (人) A	障がいのある人の数(人)		計 B×2+C D	実雇用率 (%) D÷A	法定雇用率 達成企業の 割合(%)	
			重度身体障がい者及び 重度知的障がい者 B	重度以外の身体障がい者、 知的障がい者及び 精神障がい者 C				
令和3年度	全 国	106,924	27,156,780.5	133,509.5	330,767.0	597,786.0	2.20%	47.0%
	福 岡	4,118	861,513.5	3,785.5	11,487.0	19,058.0	2.21%	49.9%
令和4年度	全 国	107,691	27,281,606.5	134,417.5	345,123.0	613,958.0	2.25%	48.3%
	福 岡	4,123	863,559.5	3,797.0	12,163.0	19,757.0	2.29%	50.8%
令和5年度	全 国	108,202	27,523,661.0	136,094.5	369,989.0	642,178.0	2.33%	50.1%
	福 岡	4,132	868,407.0	3,874.5	12,907.0	20,656.0	2.38%	52.5%

※A欄、B欄及びC欄において、短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントとしている。  
 なお、短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者のことをいう。

※D欄において、重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、1人を2人に相当するものとして、ダブルカウントとしている。  
 （重度身体障がい者及び重度知的障がい者である短時間労働者については、1人とカウントする。）



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
雇用障がい者数	15,432.0	16,903.5	17,842.0	18,648.5	19,058.0	19,757.0	20,656.0
実雇用率	1.97%	2.07%	2.12%	2.18%	2.21%	2.29%	2.38%

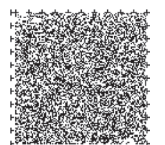


## 2 特別支援学校卒業者の進路状況

本県の令和4年度特別支援学校卒業者の進路状況（令和5年5月1日現在）は、中学部卒業者の98.3%が高等部へ進学し、高等部卒業者の35.7%が就職しています。

特別支援学校中学部・高等部卒業者の進路状況（学校種別、県立・市立合計） 各年度3月卒業生の翌年5月1日現在

		進学			就職			職業訓練			福祉施設			病院入院			家事手伝			その他			計			
		R2年度	R3年度	R4年度	R2年度	R3年度	R4年度	R2年度	R3年度	R4年度	R2年度	R3年度	R4年度	R2年度	R3年度	R4年度	R2年度	R3年度	R4年度	R2年度	R3年度	R4年度	R2年度	R3年度	R4年度	
中学部	計	人	421	427	509	1	0	1	1	0	0	2	7	4	6	0	1	1	1	1	4	3	2	436	438	518
	%		96.56	97.49	98.26	0.23	0.00	0.19	0.23	0.00	0.00	0.46	1.60	0.77	1.38	0.00	0.19	0.23	0.23	0.19	0.92	0.68	0.39	100.00	100.00	100.00
高等部	視覚	人	2	2	2	0	1	1	1	2	4	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	7	9
		%	66.67	28.57	22.22	0.00	14.29	11.11	33.33	28.57	44.44	0.00	28.57	22.22	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100.00	100.00
	聴覚	人	10	6	5	12	5	5	3	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	25	15	11
		%	40.00	40.00	45.45	48.00	33.33	45.45	12.00	20.00	0.00	0.00	6.67	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	9.09	0.00	0.00	0.00	100.00	100.00	100.00
	知的	人	0	1	2	244	270	265	1	4	2	403	366	392	7	2	6	7	5	0	9	14	12	671	662	679
		%	0.00	0.15	0.29	36.36	40.79	39.03	0.15	0.60	0.29	60.06	55.29	57.73	1.04	0.30	0.88	1.04	0.76	0.00	1.34	2.11	1.77	100.00	100.00	100.00
	肢体	人	2	1	0	1	3	2	0	2	0	66	67	54	0	0	0	1	0	0	0	1	2	70	74	58
		%	2.86	1.35	0.00	1.43	4.05	3.45	0.00	2.70	0.00	94.29	90.54	93.10	0.00	0.00	0.00	1.43	0.00	0.00	0.00	1.35	3.45	100.00	100.00	100.00
	病弱	人	0	0	0	1	1	1	0	0	0	2	5	8	0	1	0	2	0	0	0	0	1	5	7	10
		%	0.00	0.00	0.00	20.00	14.29	10.00	0.00	0.00	0.00	40.00	71.43	80.00	0.00	14.29	0.00	40.00	0.00	0.00	0.00	0.00	10.00	100.00	100.00	100.00
	計	人	14	10	9	258	280	274	5	11	6	471	441	456	7	3	6	10	5	1	9	15	15	774	765	767
		%	1.81	1.31	1.17	33.33	36.60	35.72	0.65	1.44	0.78	60.85	57.65	59.45	0.90	0.39	0.78	1.29	0.65	0.13	1.16	1.96	1.96	100.00	100.00	100.00



## 第4節 福岡県障がい者福祉計画(第5期)・福岡県障がい児福祉計画(第2期)の進捗状況

### 1 障がい福祉サービス等の利用状況及び障がい児通所支援等の利用状況

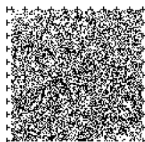
令和3年度及び令和4年度の障がい福祉サービス等の利用状況は、次ページの表のとおりです。

訪問系サービス、生活介護、自立訓練(生活訓練)就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、療養介護、共同生活援助、施設入所支援、放課後等デイサービス、医療型児童入所支援は、ほぼ見込みのとおり利用状況となっています。

その他、児童発達支援、保育所等訪問支援、障がい児相談支援は見込みに比べて多くの利用があったことがわかります。特に、保育所等訪問支援は、事業者数が増加していることや利用者への周知も広まってきていることから、令和4年度の実績は令和3年度に比べても高い値を示しています。

一方で、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、地域移行及び地域定着の相談支援は見込みに比べて大幅に低くなっています。

特に、利用状況が最も低い居宅訪問型児童発達支援は、令和2年度の調査時も最も低い値でしたが、こちらは平成30年度に創設されたサービスで、原則として通所支援との併用ができないことなどから全国的にも低い利用状況となっていました。この状況を受けて国は、令和2年度に個別の児童の状態に応じて柔軟に対応できるよう通所支援との併用ができる場合の具体的な運用例を示しています。本県においても、本サービスの利用について市町村に対し周知を行い、ニーズに対応したサービスの提供体制の確保を推し進めます。

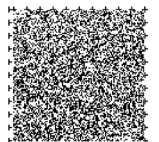


○ 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の利用状況（利用見込みと利用実績）

(1か月当たり)

サービス種別		単位	令和3年度		②/①	令和4年度		④/③	令和5年度
			①見込み	②実績		③見込み	④実績		見込み
訪問系	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援	時間	285,880	308,159	107.8%	296,975	321,456	108.2%	308,285
		人	11,656	11,149	95.7%	12,041	11,446	95.1%	12,437
日中活動系	生活介護	人日	252,967	256,928	101.6%	257,723	266,440	103.4%	262,407
		人	12,995	12,797	98.5%	13,211	13,044	98.7%	13,428
	自立訓練(機能訓練)	人日	2,466	1,400	56.8%	2,575	1,864	72.4%	2,662
		人	159	97	61.0%	163	131	80.4%	166
	自立訓練(生活訓練)	人日	13,867	14,748	106.4%	14,293	13,737	96.1%	14,763
		人	866	904	104.4%	900	891	99.0%	939
	就労移行支援	人日	38,705	36,577	94.5%	40,144	37,067	92.3%	41,653
		人	2,361	1,991	84.3%	2,440	1,991	81.6%	2,523
	就労継続支援(A型)	人日	105,552	115,033	109.0%	111,135	127,303	114.5%	117,049
		人	5,386	5,577	103.5%	5,677	6,091	107.3%	5,987
	就労継続支援(B型)	人日	211,663	236,666	111.8%	222,858	271,568	121.9%	234,533
		人	12,357	13,097	106.0%	13,065	14,333	109.7%	13,804
	就労定着支援	人	877	709	80.8%	1,054	753	71.4%	1,261
	療養介護	人	1,170	1,140	97.4%	1,189	1,148	96.6%	1,207
	福祉型短期入所	人日	14,705	12,119	82.4%	15,497	15,452	99.7%	16,366
		人	2,613	1,652	63.2%	2,755	2,185	79.3%	2,912
医療型短期入所	人日	2,414	1,567	64.9%	2,621	1,549	59.1%	2,836	
	人	469	270	57.6%	512	287	56.1%	562	
居住系	自立生活援助	人	106	66	62.3%	135	63	46.7%	164
	共同生活援助	人	6,681	7,212	107.9%	7,131	7,999	112.2%	7,598
	施設入所支援	人	6,355	6,225	98.0%	6,319	6,176	97.7%	6,270
相談支援	地域移行支援	人	156	50	32.1%	185	52	28.1%	217
	地域定着支援	人	253	111	43.9%	312	130	41.7%	381
	計画相談支援	人	50,869	43,008	84.5%	53,318	44,315	83.1%	55,864
障がい児通所支援	児童発達支援	人日	46,944	57,631	122.8%	50,219	67,978	135.4%	53,743
		人	5,096	6,035	118.4%	5,491	7,057	128.5%	5,917
	医療型児童発達支援	人日	724	430	59.4%	765	381	49.8%	813
		人	96	61	63.5%	104	60	57.7%	113
	放課後等デイサービス	人日	179,423	191,325	106.6%	195,696	229,244	117.1%	212,324
		人	12,602	13,384	106.2%	13,703	15,720	114.7%	14,833
	保育所等訪問支援	人日	703	726	103.3%	783	1,516	193.6%	854
		人	443	402	90.7%	485	882	181.9%	528
居宅訪問型児童発達支援	人日	332	59	17.8%	403	60	14.9%	455	
	人	82	19	23.2%	94	15	16.0%	103	
障がい児入所支援	福祉型児童入所支援	人	277	266	96.0%	271	245	90.4%	265
	医療型児童入所支援	人	158	155	98.1%	156	151	96.8%	154
障がい児相談支援		人	18,355	20,007	109.0%	20,246	31,706	156.6%	22,194

- ・「時間」：月間のサービス提供時間
  - ・「人日」：月間の利用人員（実人数）×1人1月当たりの平均利用日数
  - ・「人」：月間の利用人員（実人数）
- ※相談支援については、一年間の数字です。

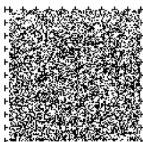


## 2 数値目標の進捗状況

福岡県障がい者福祉計画（第5期）・福岡県障がい児福祉計画（第2期）において定めた数値目標並びに計画期間途中である令和4年度末における実績及び進捗状況は、表のとおりです。

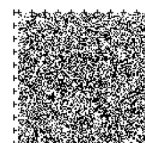
「福岡県障がい者福祉計画（第5期）・福岡県障がい児福祉計画（第2期）」に係る数値目標（見込み量）について

項目	第5期計画の数値目標等 (令和5年度)	令和4年度		
		実績	進捗率	
地域移行	【福祉施設の入所者の地域生活への移行者数】 (数値目標の考え方)入所者数6,586人(基準時点 R元年度末)の6% (実績)R3～R4年度末までの累計	396人	165人	41.7%
	【施設入所者数の削減数】 (数値目標の考え方)入所者数6,586人(基準時点 R元年度末)の1.6% (実績)基準時点～R4年度末までの累計	106人	201人	189.6%
	【入院後3か月時点の精神障がいのある人の退院率】 (実績)R元年度のもの	69.0%	60.8%	88.1%
	【入院後6か月時点の精神障がいのある人の退院率】 (実績)R元年度のもの	86.0%	77.9%	90.6%
	【入院後1年時点の精神障がいのある人の退院率】 (実績)R元年度のもの	92.0%	85.2%	92.6%
	【在院期間が1年以上の精神障がいのある人の長期入院患者数】	9,489人	10,310人	108.7%
	【精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数】 (実績)R元年度のもの	316日以上	318.1日	100.7%
	【精神障がいのある人による地域移行支援のサービス利用者数】	172人	65人	37.8%
	【精神障がいのある人による地域定着支援のサービス利用者数】	265人	83人	31.3%
	【精神障がいのある人による共同生活援助のサービス利用者数】	2,847人	4,158人	146.0%
【精神障がいのある人による自立生活援助のサービス利用者数】	111人	54人	48.6%	
一般就労への移行	【福祉施設利用者の一般就労への移行者数】 (数値目標の考え方)R5年度の年間一般就労者数 R元年度の1.27倍以上	1,305人	1,109人	85.0%
	【就労移行支援事業の一般就労数】 (数値目標の考え方)R元年度の1.30倍以上	944人	689人	73.0%
	【就労継続支援A型事業所の一般就労数】 (数値目標の考え方)R元年度の1.26倍以上	218人	211人	96.8%
	【就労継続支援B型事業所の一般就労数】 (数値目標の考え方)R元年度の1.23倍以上	123人	134人	108.9%
	【就労定着支援事業の利用者数】	70.0%	43.2%	61.7%
	【就労定着支援事業による職場定着率】 (数値目標の考え方)就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上	70.0%	71.2%	101.7%
	【就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数】(見込み量)	1,285人	1,034人	80.5%
	【障がいのある人に対する職業訓練の受講者数】(見込み量)	120人	71人	59.2%
	【福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数】(見込み量)	353人	78人	22.1%
	【福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数】(見込み量)	200人	151人	75.5%
【公共職業安定所の支援を受けて福祉施設から就職する者の数】(見込み量)	660人	331人	50.2%	
障がい児支援の提供体制の整備	【児童発達支援センター】 (目標の考え方)各市町村に整備する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可)	60市町村	38市町村	63.3%
	【保育所訪問支援を利用できる体制】 (目標の考え方)全ての市町村において構築する	60市町村	48市町村	80.0%
	【主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所】 (目標の考え方)各市町村に確保する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可)	60市町村	39市町村	65.0%
	【主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所】 (目標の考え方)各市町村に確保する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可)	60市町村	38市町村	63.3%
	【難聴児支援のための中核的機能を有する体制】 (目標の考え方)県において確保する	有	有	
	【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場】 (目標の考え方)県及び各市町村に設置する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可)			
	県	設置	設置	—
	市町村	60市町村	31市町村	51.7%
	【医療的ケア児等に関するコーディネーター】 (目標の考え方)県及び各市町村に設置する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可)			
	県	設置	設置	—
市町村	60市町村	23市町村	38.3%	





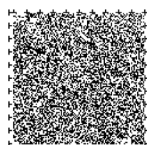
項 目		第5期計画の 数値目標等 (令和5年度)	令和4年度	
			実 績	進捗率
発 達 障 が い 者 に 対 す る 支 援 の あ る 人 等	【発達障がい者支援地域協議会の開催回数】(見込み量)	1 回	1 回	100.0%
	【発達障がい者支援センターによる相談件数】(見込み量)	7,240 件	4,598 件	63.5%
	【発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数】(見込み量)	345 件	156 件	45.2%
	【発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数】(見込み量)	360 件	288 件	80.0%
	【ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数】(見込み量)	30 人	10 人	33.3%
	【ピアサポートの活動への参加人数】(見込み量)	450 人	456 人	101.3%
地 域 生 活 支 援	【専門性の高い相談支援事業】(見込み数)			
	(1) 発達障がい者支援センター運営事業	4 か所	4 か所	100.0%
	(2) 高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業	4 か所	4 か所	100.0%
	(3) 障がい児等療育支援事業	13 か所	13 か所	100.0%
	(4) 障害者就業・生活支援センター事業	13 か所	13 か所	100.0%
	【専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業】(見込み量)			
	(1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業			
	手話通訳者	5 人	6 人	120.0%
	要約筆記者	5 人	1 人	20.0%
	(2) 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	19 人	11 人	57.9%
	(3) 失語症者意思疎通支援者養成研修事業	15 人	8 人	53.3%
	【専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業】(見込み量)			
	(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業			
	手話通訳者	750 人	1,198 人	159.7%
	要約筆記者	120 人	104 人	86.7%
	(2) 盲ろう者通訳・介助員派遣事業	410 人	418 人	102.0%
	(3) 失語症者意思疎通支援者派遣事業	180 人	6 人	3.3%
	【意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業】(見込み量)			
	(1) 当該事業の実施の有無	有	有	—
	【広域的な支援事業】(見込み量)			
(1) 都道府県相談支援体制整備事業	7 か所	7 か所	100.0%	
(2) 発達障がい者支援地域協議会による体制整備事業	1 か所	1 か所	100.0%	
そ の 他	【地域生活支援拠点等の整備】 (目標の考え方)各市町村に確保する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可)	60 市町村	46 市町村	76.7%
	【県内の就労継続支援B型事業所で働く障がいのある人の平均収入月額】	20,000円以上	15,607円 (全国平均 17,031円)	—



### 3 障がい福祉サービス事業所等の指定状況

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業所等及び一般相談支援事業所の指定並びに児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業所等の指定は、事業所が所在する都道府県等が基準を審査した上で行います（福岡県においては、北九州市及び福岡市に所在する事業所の指定は、各市が行います。また、久留米市に所在する事業所の指定は、障がい児入所支援事業所を除き、久留米市が行います。）

特定相談支援事業所の指定は、事業所が所在する各市町村が行います。



## 障がい福祉サービス事業者の指定数

(令和5年4月1日 現在)

種別	指定数				合計
	県域	北九州市	福岡市	久留米市	
居宅介護	414	211	352	66	1,043
重度訪問介護	344	186	279	49	858
同行援護	136	66	109	31	342
行動援護	26	6	31	5	68
重度障がい者等包括支援	0	0	1	0	1
生活介護	292	103	105	37	537
自立訓練(機能訓練)	5	0	4	0	9
自立訓練(生活訓練)	48	22	39	8	117
宿泊型自立訓練	3	5	1	1	10
就労移行支援	67	29	84	8	187
就労継続支援(A型)	165	58	96	36	355
就労継続支援(B型)	392	158	154	47	751
就労定着支援	27	13	30	7	77
療養介護	7	4	2	1	14
短期入所	226	56	110	34	426
自立生活援助	5	0	8	2	15
共同生活援助	345	84	174	52	655
施設入所支援	94	11	13	12	130
地域移行支援	73	26	31	19	149
地域定着支援	71	25	28	19	143
計画相談支援	349	108	174	37	668
医療型児童発達支援	0	0	2	0	2
児童発達支援	296	132	20	36	484
児童発達支援センター	23	8	11	2	44
保育所等訪問支援	95	9	25	11	140
放課後等デイサービス	532	226	307	61	1,126
居宅訪問型児童発達支援	11	1	8	0	20
医療型障がい児入所支援	8	3	2	(1)	13
福祉型障がい児入所支援	6	2	3	(0)	11
障がい児相談支援	293	77	103	31	504
合計	4,353	1,629	2,306	611	8,899

※久留米市の障がい児入所支援事業は県で指定しているため、県域の(内数)として掲載

